

(陳受2第4号)

種苗法改定の取り下げを求める意見書の提出に関する陳情

受理年月日 令和2年2月17日

陳情者

### 陳情の要旨

農水省は「優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会」で種苗法の現行制度の見直しを検討、2019年11月15日、新品種保護に関する対策を取りまとめ、これをもとに2020年1月20日に召集された第201回国会に種苗法改正案が上程された。

現行法で原則として農家に認められてきた登録品種の自家増殖を「許諾制」という形で事実上一律禁止する改正案により、これまで認められてきた農家の種とり（自家増殖）の権利が著しく制限されると同時に許諾手続・費用、もしくは種子を毎年購入しなければならないなど、日本の農業を支える圧倒的多数の小規模農家にとっては新たに大きな負担が発生することとなる。これは農家の経営を圧迫し、ひいては地域の農業の衰退を招きかねず、「国連家族農業の10年」や「小農の権利宣言」の精神とも相反するものである。

また、農水省は今回の改正が「日本国内で開発された品種の海外流出防止のため」であることを強調しているが、シャインマスカットやイチゴのような海外への登録品種の持ち出しや海外での無断増殖を全て防ぐことは物理的に困難であり、有効な対策は海外での品種登録を行うことが唯一の方法である、と農水省自身もかつて認めており（2017年11月付食料産業局知的財産課）、海外での育成者権の保護強化のために日本国内の農家の自家増殖を禁ずる必要性はない。

在来種（一般品種）は育成者権の対象外としているが、一般品種が登録される可能性も否定できない。今回の法案では裁判の際には特性表に基づいてのみ判断するとされるため、育成者権者にとっては大変有利である一方、（小規模）農家を萎縮させ、在来種の栽培や種とりを断念させる可能性もある。その結果、地域で種子を守ってきた種とり農家とともに多様な種子が失われ、消費者の選ぶ権利を奪うことにもなりかねない。また、地域の中小の種苗会社が資金的に品種登録をする余裕がない場合、高額な登録料を支払うことのできる特定の民間企業による種子の独占や市場の寡占化が進み、農家や消費者の選択肢をより一層制限することになる。

自家増殖禁止は育成者権を守るためのグローバルスタンダードであるとされているが、自家増殖禁止は種子の多様性や地域に適した作物栽培を妨げかねず、地球規模での気候変動による食料不足が心配される中、食料自給率の低い日本においては食料安全保障の観点にも逆行している。

以上、地方自治法99条に基づいて、武蔵野市議会から衆議院議長、参議院議長、国に対し、地域農業や、消費者の権利を守り、安定した農作物・食料を確保する観点から、農家の権利を制限する「種苗法」改正を取りやめることを強

く求める意見書を提出することを要望する。